

議案第41号、第42号

令和7年6月19日

令和7年6月定例議会追加議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 41 号	鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 42 号	鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について・	7

議案第 4 1 号

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年鈴鹿市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当	（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当

該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第10条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とす

該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第10条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とす

る者に対し支払う。	る者に対し支払う。
-----------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬の額を改定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
非常勤職員の区分	報酬の額	非常勤職員の区分	報酬の額
(1)～(11) 略	略	(1)～(11) 略	略
(12) 投票管理者 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>14,500円</u>	(12) 投票管理者 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>12,800円</u>
(13) 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	(13) 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>
(14) 開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	(14) 開票管理者	日額 <u>10,800円</u>
(15) 選挙長	日額 <u>12,200円</u>	(15) 選挙長	日額 <u>10,800円</u>
(16) 選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>	(16) 選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>
(17) 投票立会人 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>12,400円</u> （立会時間が 7 時間以下の場合にあつては、日額 <u>6,200円</u> ）	(17) 投票立会人 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>10,900円</u> （立会時間が 7 時間以下の場合にあつては、日額 <u>5,450円</u> ）
(18) 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （立会時間が 6 時間以下の場合にあつては、日	(18) 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> （立会時間が 6 時間以下の場合にあつては、日

	額 <u>5,450円</u>)		額 <u>4,800円</u>)
(19) 開票立会人	日額 <u>10,100円</u>	(19) 開票立会人	日額 <u>8,900円</u>
(20)～(31) 略	略	(20)～(31) 略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。